

障害者自立支援法【平成 22 年 4 月利用者負担の軽減措置対応】  
障害福祉サービス

# モデル重要事項説明書

(生活介護事業・通所利用版)

本「モデル重要事項説明書」は、「生活介護事業を提供する障害福祉サービス事業所」を例として作成しその他の日中活動系事業で活用する際の留意点等を記載しています。

※施設入所支援の利用を伴わない、通所による障害福祉サービス(生活介護等)の利用に係る「モデル重要事項説明書」です。なお、障害者支援施設の実施する日中活動の利用者のうち通所による利用のみの場合にも、この「モデル重要事項説明書」を用いて説明を行ってください。

# モデル「指定生活介護事業所(※1)〇〇園」重要事項説明書

全国社会福祉施設経営者協議会版

当事業所では、利用者へ「生活介護」(※1 指定障害福祉サービス名を記載)を提供します。

当サービスの利用は、原則として介護給付または訓練等給付等の障害者自立支援法における自立支援給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

## ◆◆目次◆◆

1. サービスを提供する事業者	2
社会福祉法人 〇〇	2
〇〇県××市◇◇町◇丁目▽番地	2
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	2
理事長 〇〇 〇〇	2
昭和〇年〇月〇日	2
2. 利用事業所	2
平成〇年〇月〇日指定 〇〇県〇〇号	2
〇〇県××市◇◇町◇丁目▽番地	2
電 話:△△△-△△△-△△△△	2
[施設長(管理者)]	2
[サービス管理責任者]	2
平成〇年〇月〇日	2
〇〇人	2
3. サービスに係る設備等の概要	3
4. 従業者の配置状況	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減 (契約書第 4 条、第 5 条参照)	6
8. 苦情の受付について(契約書第 15 条参照) (生産活動を含む場合は、16 条)	15